



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会社名 阪和興業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 古川 弘成  
(コード番号 8078 東証第一部)  
問合せ先 経営企画部長 相澤 卓也  
(TEL 03-3544-2000)

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を継続せず、廃止することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

当社は、平成 19 年 2 月 26 日開催の当社取締役会において、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を決議し、導入いたしました。その後、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 60 回定時株主総会、平成 21 年 6 月 26 日開催の当社第 62 回定時株主総会、平成 24 年 6 月 28 日開催の当社第 65 回定時株主総会及び平成 27 年 6 月 26 日開催の第 68 回定時株主総会において、内容を一部改定した上で、株主の皆様のご承認をいただき、更新・継続してまいりました（以下、更新後の対応方針を「現対応方針」といいます。）。なお、現対応方針の有効期間は、平成 30 年 6 月 22 日開催予定の第 71 回定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、これまで、敵対的買収者や濫用的買収者の出現に備えて、情報請求や対話のルールをあらかじめ定め、当該提案等に対応する仕組みを用意しておくことは、株主の皆様の共同の利益にも資するとの判断に加え、我が国の金融商品取引法における公開買付に関する規定では、大規模買付者が現れた際に対象会社による実効的な対応が困難と思われることから、現対応方針が必要であると考えて継続してまいりました。

今般、現対応方針の有効期間満了を迎えるにあたり、当社は、機関投資家の買収防衛策議案に対する議決権行使基準が昨今のスチュワードシップ・コードの影響などから厳格化している現状や、当社の業績が平成 29 年度に連結売上高、連結営業利益で過去最高を更新し、連結経常利益の 3 年平均成長率も 21.4%を記録、株式時価総額も約 1.8 倍 になるなど、現対応方針の下にあったこの 3 年間で企業価値を向上させることができたことなどを鑑みて、現対応方針を継続しないという選択肢を視野に入れつつも、現対応方針の上記のような本質的な有意性はなお存在することから、国内機関投資家や議決権行使助言会社に対して積極的に対話に臨み、現対応方針に対する当社見解や変更案の説明、各投資家の賛否判断の基準や折り合える買収防衛策の内容などの

ヒアリング・意見交換を行ってまいりました。しかしながら、当社の見解に一定の理解を示していただける方もおられたものの、多数のご賛同を得ることは容易ではない状況にあることを確認しました。

以上のような状況を踏まえて、当社は、現対応方針の取扱いについて慎重に検討を進めた結果、本日開催の取締役会において、現対応方針の非継続・廃止を決議いたしました。

なお、当社は、現対応方針の有効期間満了後も、引き続き企業価値及び株主共同の利益の確保並びに向上に努めてまいるとともに、当社株式の大規模買付が行われた場合には、買付者に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、合わせて当社取締役会の意見表明など適時適切な情報開示を行い、株主の皆様への検討のための時間と情報確保に努める他、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な対応措置を講じてまいります。

以上